平成２８年（フ）第７３号
兵庫県小野市天神町80番地の1208
債務者　畑　謙一郎
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第８４号
山口県宇部市大字妻崎開作284番地１ビラ・フェリース202号、従前の住所山口県宇部市則貞６丁目３番23―１号
債務者　青山　舞姫
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第２００号
香川県丸亀市綾歌町岡田下650番地
債務者　増田　僚二
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８号
福岡県みやま市高田町下楠田854番地
債務者　中川原　良
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第９３号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＦ棟306号
債務者　田口　直子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
長崎県諫早市若葉町538番地19
債務者　池松　香代
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
長崎県大村市木場２丁目653番地２
債務者　今村智都美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
仙台市泉区寺岡５丁目７番地の32
債務者　松田　厚徳
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５００号
仙台市若林区中倉２丁目16番12号　エクセレーヌ中倉203
債務者　小嶋　和明
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
仙台市宮城野区五輪２丁目１番８―504号、従前の住所仙台市宮城野区原町１丁目３番66―502号
債務者　鈴木　理絵
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
福島市蓬莱町４丁目３番７―26号
債務者　平河内大船
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
千葉県富津市千種新田１番地２　県営住宅Ｄ棟405号
債務者　黒古　常雄
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１９号
富山県黒部市北新164番地６
債務者　杉原　大輔
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第２０号
富山県魚津市六郎丸1133番地４
債務者　松田　則之
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第７９号
富山県射水市中新湊13番８号
債務者　中杉　仁朗
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１３０７号
名古屋市千種区池上町１丁目３番地の４　エルアモール401号
債務者　ＲＯＬＬ東山公園店ことＰａｒｏｌｅこと東山ロールこと　坂井　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５１号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　市営喜惣治荘４棟703号
債務者　村田　　登
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部